

## 通所介護 料金表

## 【基本料金】

① 基本提供時間の単位数(都南あけぼの荘通所介護の基本時間は7時間以上8時間未満)

サービス提供時間数 通常規模事業所	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上3時間未満	基本単位数×70/100				
3時間以上4時間未満	368 単位	421 単位	477 単位	530 単位	585 単位
4時間以上5時間未満	386 単位	442 単位	500 単位	557 単位	614 単位
5時間以上6時間未満	567 単位	670 単位	773 単位	876 単位	979 単位
6時間以上7時間未満	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1,003 単位
7時間以上8時間未満	655 単位	773 単位	896 単位	1,018 単位	1,142 単位
8時間以上9時間未満	666 単位	787 単位	911 単位	1,036 単位	1,162 単位

② 要介護別の料金表(基本時間7時間以上8時間未満の場合です)

要介護度	基本単位	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	655 単位	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
要介護2	773 単位	7,730 円	773 円	1,546 円	2,319 円
要介護3	896 単位	8,960 円	896 円	1,792 円	2,688 円
要介護4	1,018 単位	10,180 円	1,018 円	2,036 円	3,054 円
要介護5	1,142 単位	11,420 円	1,142 円	2,284 円	3,426 円

③ 要支援別料金表

日常生活支援総合事業料金(要支援料金)						
区 分	基本単位	介護報酬 料 金	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより1週に1回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされる者	4回/月以内	384 単位	3,840 円/回	384 円	768 円	1,152 円
	4回/月以上	1,672 単位	16,720 円/月	1,672 円	3,344 円	5,016 円
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより1週に2回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされる者	5～8回/月以内	395 単位	3,950 円/回	395 円	790 円	1,185 円
	8回/月以上	3,428 単位	34,280 円/月	3,428 円	6,856 円	10,284 円

【加算料金】

加 算	基 本 位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護区分なし	入浴介助加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1回につき (利用された場合)
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	56	560 円	56 円	112 円	168 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
	運動器機能向上加算	225	2,250 円	225 円	450 円	675 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	72	720 円	72 円	144 円	216 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス 費に各種加算 減算を加えた 総単位数(所 定単位数)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

【実費料金】

実 費 項 目	実費料金 (非課税)	説 明	
要介護区分なし	送迎費	20 円/km	利用者様自宅が、当法人の実施地域以外の場合、運営規定のに基づき徴収させていただく費用です。
	キャンセル料	0 %	利用日の前日午後5時までのご連絡。
		50 %	当日午前8時までのご連絡。利用者様の急変、入院等の場合は、キャンセル料はかかりません。
		100 %	当日午前8時以降の連絡。
	食事(昼食)	610 円	昼食代として徴収します。
	食事(行事食)	220 ～ 520 円	行事食として左記の料金が加算されます。
	おむつ代	70 円/枚	パンツタイプのおむつを提供した場合の料金です。
		30 円/枚	パットタイプのおむつを提供した場合の料金です。
日常生活用品	実費 円	日常生活用品を提供した場合は、実費料金にてご請求となります。	
その他	150 円/月	利用料金の口座振替手数料として徴収します。請求がある場合のみ	
	実費 円	行事等に係る実費費用は実費として徴収します。	